

トライアル発注推進事業新商品選定に係る募集について

静岡県は、平成30年度「トライアル発注推進事業」の実施に当たり、対象となる新商品について、次のとおり募集します。

1 トライアル発注推進事業とは

経営革新計画の承認を受けた県内の中小企業者が当該計画に基づき新たに開発した商品について、県が試験的に購入する事業です。

使用後は当該商品をユーザー評価し、契約実績をつくることにより、事業者の販路の開拓を支援し、企業の育成を図ることを目的としています。

2 対象となる新商品

本事業の対象となる新商品は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 経営革新計画（「1.新商品の開発または生産」に限る。）の承認を受けた県内の中小企業者が当該計画に基づき新たに商品として生産する物品。
- (2) 県において有効な用途が認められ、かつ購入が見込まれるもの。
- (3) JIS規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- (4) 他者の知的財産権を侵害していないもの。

3 申請受付

(1) 受付期間

平成30年6月1日（金）～ 7月2日（月）（消印有効）

(2) 申請方法

① トライアル発注新商品選定申請書（様式第1号）

② 写真、パンフレット、現物等の商品がわかる物

以上を下記の宛先へ郵送してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。末尾記載のホームページからダウンロードして御使用ください。

※提出物（商品見本含む）は原則として返却しません。

宛先：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部商工業局商工振興課あて

4 トライアル発注の実施方法

申請された新商品については、次のとおり取り扱います。

- (1) 県庁内の組織で構成する静岡県トライアル発注モニター会議（以下「モニター会議」という。）等において必要な要件への適合を審査し、トライアル発注の対象となる新商品を選定します。選定結果は申請者へ通知します。
- (2) 選定された新商品は、必要に応じて県が購入します。ただし、新商品に選定された場合であっても、県による購入を確約するものではありません。
- (3) 県は、新商品の購入から6か月経過後その使用状況についてユーザー評価を行い、その評価の結果を申請者へ通知します。

- (4) ユーザー評価は、その新商品を発注した県の所属の使用者としての立場からの有用性に対する意見であり、科学的な試験・検査等により行うものではありません。
- (5) 県は、それぞれの新商品について選定、及び、ユーザー評価を実施しますが、それらは新商品の品質等を保証するものではありません。

5 新商品等に関する公表

トライアル発注における新商品に関する情報の公表については、次のとおり取り扱います。

- (1) 申請段階では、申請された新商品に関する個々の情報は、公表しないものとしします。
- (2) 選定された新商品については、商品名、企業、連絡先、商品の写真等を静岡県ホームページ等で公表します。
- (3) 県において購入した場合は、その購入実績として、商品名、企業、連絡先、使用場所、契約時期、契約金額等を静岡県ホームページ等で公表します。
- (4) 使用後のユーザー評価については、ユーザー評価の結果等を静岡県ホームページで公表します。なお、評価の結果の公表により、申請者にとって不利益となる場合もあると考えられますが、申請される方は、そのことについてあらかじめ御了承ください。

上記以外の公表についてはトライアル発注推進事業実施要綱に準じて実施します。

6 問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経済産業部商工業局商工振興課 商工振興班

T E L : 054-221-2990

F A X : 054-221-3216

Eメール : ssr@pref.shizuoka.lg.jp

H P : <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/trial/>